

一般送配電事業者の2017年度収支状況等の事後評価（2019年3月）

- 一般送配電事業者における効率化・託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促すため、監視等委員会の料金審査専門会合は、2018年10月から2019年3月にかけて、一般送配電事業者の2017年度収支状況の法令に基づく事後評価を実施するとともに、追加的な分析・評価を実施した。

一般送配電事業者の2017年度収支状況等の事後評価の内容

（１）法令に基づく事後評価の結果

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平 1 2・0 5・2 9 資第 1 6 号）第 2（1 4）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった。

（２）追加的な分析・評価を行った項目

①託送収支の状況

- 収支全体について
- 人件費・委託費等について（OPEX：運営的費用）
- 設備関連費について（CAPEX：資本的支出）

②効率化に向けた取り組み状況

- 経営効率化の実施状況
- 調達合理化に向けた取組状況
- 調達単価・工事費負担金の状況

③中長期的な安定供給等適切なサービスレベルの確保に向けた取組状況

- 計画的かつ効率的な高経年劣化対策の推進
- 一般送配電事業者が提供するサービスレベルの確認・評価

④ヒアリング対象事業者の収支状況等の個別評価

- 東北電力
- 東京電力PG
- 四国電力
- 九州電力

⑤その他（送電ロスの状況）